

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則（平成5年規則第5号）新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|--|--|
| <p>(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請事項の変更)</p> <p>第23条 一般廃棄物収集運搬業等許可業者は、前2条の申請書に記載した事項のうち、車両、船舶その他の運搬施設の種類及び数量を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を記載した許可申請事項変更申出書を市長に提出して、承認を受けなければならない。</p> <p>2 一般廃棄物収集運搬業等許可業者は、前2条の申請書に記載した事項(取扱廃棄物の種類、収集、運搬及び処分の別並びに前項に掲げるものを除く。)を変更したときは、変更した日から10日以内に、その旨を記載した許可申請事項変更届出書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(平17規則54・一部改正)</p> <p>(許可基準)</p> <p>(省略)</p> <p>(一般廃棄物収集運搬業等の許可証の交付)</p> <p>第25条 市長は、第21条又は第22条の規定による申請書を受理した場合において、一般廃棄物収集運搬業等の許可又は事業範囲の変更の許可をしたときは、／一般廃棄物収集運搬業／一般廃棄物処分業／許可証を申請者に交付するものとする。</p> <p>2 市長は、第23条第1項の規定により承認したときは、変更承認書を申請者に交付するものとする。</p> <p>3 市長は、第23条第2項の規定により受理した許可申請事項変更届出書が／一般廃棄物収集運搬業／一般廃棄物処分業／許可証の記載事項に係るものであるときは、新たな／一般廃棄物収</p> | <p>(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請事項の変更)</p> <p>第23条 一般廃棄物収集運搬業等許可業者は、前2条の申請書に記載した事項(取扱廃棄物の種類、収集、運搬及び処分の別を除く。)<u>の変更について、その旨を記載した許可申請事項の変更に関する書類</u>を市長に<u>届け出</u>なければならない。</p> <p>(平17規則54・一部改正)</p> <p>(許可基準)</p> <p>(省略)</p> <p>(一般廃棄物収集運搬業等の許可証の交付)</p> <p>第25条 市長は、第21条又は第22条の規定による申請書を受理した場合において、一般廃棄物収集運搬業等の許可又は事業範囲の変更の許可をしたときは、／一般廃棄物収集運搬業／一般廃棄物処分業／許可証 <u>(第19号様式)</u>を申請者に交付するものとする。</p> <p><u>2</u> 市長は、第23条第2項の規定により受理した許可申請事項変更届出書が／一般廃棄物収集運搬業／一般廃棄物処分業／許可証の記載事項に係るものであるときは、新たな／一般廃棄物収</p> |

集運搬業／一般廃棄物処分業／許可証を交付するものとする。

4 /一般廃棄物収集運搬業／一般廃棄物処分業／許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

集運搬業／一般廃棄物処分業／許可証 (第19号様式) を交付するものとする。

3 /一般廃棄物収集運搬業／一般廃棄物処分業／許可証 (第19号様式) は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

各種様式等の新旧対照表については次頁参照

第18号様式（第21条及び第22条）

一般廃棄物収集運搬業
一般廃棄物処分業

許可
許可更新
変更許可
申請書

年 月 日

横浜市長

住所

氏名

（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

電話（ ）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条・第7条の2第 項の規定により
の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 申請理由

第18号様式（第21条及び第22条）

一般廃棄物収集運搬業
一般廃棄物処分業

許可
許可更新
変更許可
申請書

年 月 日

横浜市長

住所

氏名

（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

電話（ ）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条・第7条の2第 項の規定により

の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 申請理由

2 事業の概要

| | | |
|-------------------|-----------------|--------------------------------------|
| 営業所の所在地 及び名称 | | 電話 () FAX () |
| 事業 の 範囲 | 収集、運搬 及び処分の別 | ・収集・運搬(保管・積替えを(除く ・ 含む)) ・処分() |
| | 取扱廃棄物 の種類 | ごみ・し尿・浄化槽汚泥・ その他() |
| 車両、船舶その他の 運搬施設 | | 合計台数 積載重量計 容量 |
| 処 理 施 設 | 種類 | |
| | 数量 | |
| | 設置場所 | |
| | 処理能力 | |
| | 処理方式 構造 | |
| 上記以外の施設 及び設備 | | |
| 従業員数 | | |
| 収集事業所数 | | |
| 収集量 (t/月) | | |

2 事業の概要

| | | |
|-------------------|-----------------|--|
| 営業所の所在地 及び名称 | | 電話 () FAX () |
| 事業 の 範囲 | 収集、運搬 及び処分の別 | ● 収集・運搬(保管・積替えを(除く ・ 含む)) ● 処分() |
| | 取扱廃棄物 の種類 | ● ごみ ● 浄化槽汚泥等 ● その他() |
| 車両、船舶その他 の運搬施設 | | 合計台数 台 最大積載量の 合計 Kg |
| 処 理 施 設 | 種類 | |
| | 数量 | |
| | 設置場所 | |
| | 処理能力 | |
| | 処理方式 構造 | |
| 上記以外の施設 及び設備 | | |
| 従業員数 | | |
| 収集事業所数 | | |
| 収集量 | | ((トン / kL) / 月) |

(新設)

第19号様式(第25条第1項)

一般廃棄物収集運搬業
一般廃棄物処分業

許可証

横浜市 指令第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

横浜市長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証する。

- 許可番号
第 号
- 事業の範囲
- 許可の条件
- 処理施設等の所在地
- 処理施設の種類及び処理能力
- 許可の更新又は変更の状況
新規許可年月日 年 月 日
許可更新年月日 年 月 日
許可期限年月日 年 月 日
変更許可年月日 年 月 日
再交付年月日 年 月 日

第 23 号様式 (第 27 条第 2 項及び第 35 条)

許 可 証 再 交 付 申 請 書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

住所
氏名

(法人の場合は、名称・
代表者の氏名)

電話 ()

許可証を亡失(き損・汚損)しましたので、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第 27 条第 2 項・第 35 条の規定により、次のとおり許可証の再交付を申請します。

許可年月日及び番号 年 月 日 横浜市資一 指令 第 号
許 可 番 号 第 号

次の書類を添付してください。

き損し、又は汚損した場合にあっては、き損し、又は汚損した許可証

(A4)

第 23 号様式 (第 27 条第 2 項及び第 35 条)

許 可 証 再 交 付 申 請 書

年 月 日

横浜市長

住 所

氏 名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

電話 ()

許可証を亡失(き損・汚損)しましたので、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第 27 条第 2 項・第 35 条の規定により、次のとおり許可証の再交付を申請します。

許可年月日及び番号 年 月 日 横浜市資事 指令 第 号

許 可 番 号 第 号

次の書類を添付してください。

き損し、又は汚損した場合にあっては、き損し、又は汚損した許可証

一般廃棄物処理業許可基準等要綱（昭和46年）新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|---|---|
| <p>(収集、運搬を業とする基準)</p> <p>第2条 収集、運搬を業とする場合の必要な人員の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 事務所については、使用に対する権利を有することとし、<u>そのうち主たる事務所には、固定電話を備え、常に連絡が取れる従業員がいること。</u></p> <p>2 収集、運搬を業とする場合の運搬車両の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 運搬車両は3台以上保有することとし、1車両あたりの最大積載重量は8<u>ト</u>以下であること。</p> <p>(2) 運搬車両は、一般廃棄物、汚水、臭気等が飛散、流出及び漏洩するおそれのない構造であること。また、本市が運営する処理施設(焼却工場(鶴見資源化センターを含む。)、南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場。以下「本市処理施設」という。)に運搬する際は、原則として自動ダンプ型、圧縮方式であること。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 運搬車両の色及び表示等詳細は、別紙「車</p> | <p>(収集、運搬を業とする基準)</p> <p>第2条 収集、運搬を業とする場合の必要な人員の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 事務所については、使用に対する権利を有することとし、常に連絡が取れる<u>体制を整えておく</u>こと。</p> <p>2 収集、運搬を業とする場合の運搬車両の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 運搬車両は3台以上保有することとし、1車両あたりの最大積載重量は8<u>トン</u>以下であること。</p> <p>(2) 運搬車両は、一般廃棄物、汚水、臭気等が飛散、流出及び漏洩するおそれのない構造であること。 また、本市が運営する処理施設(焼却工場(鶴見資源化センターを含む。)、南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場。以下「本市処理施設」という。)に運搬する際は、原則として自動ダンプ型、圧縮方式であること<u>とし、磯子検認所に搬入する際は、吸上車であること。</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 運搬車両の色及び表示等詳細は、別紙</p> |

両表示仕様書」のとおりとする。

(7) 省略

4 収集、運搬を業とする場合の器材基準は、次のとおりとする。

(1) 省略

(2) 省略

(新設)

(処分を業とする基準)

第3条 処分を業とする場合の施設及び処分地基準は、次のとおりとする。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で定める処理処分基準及び施設維持管理基準を、適正に実施できる施設、処分地、器材、人員等を保有すること。

(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(船舶による業の基準)

「車両表示仕様書」のとおりとする。なお、浄化槽汚泥等のし尿を含む汚泥、ディスポーザ排水処理システム汚泥（以下、「浄化槽汚泥等」という。）の運搬車両の表示に関する詳細は、横浜市浄化槽清掃業等許可事務取扱要綱別紙1のとおりとする。

(7) 省略

4 収集、運搬を業とする場合の器材基準は、次のとおりとする。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 浄化槽汚泥等の運搬車両に関する基準は、横浜市浄化槽清掃業等許可事務取扱要綱第2条第2項及び第3項のとおりとする。

(処分を業とする基準)

第3条 処分を業とする場合の施設及び処分地基準は、次のとおりとする。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で定める処分等の基準及び施設の維持管理基準を、適正に実施できる施設、処分地、器材、人員等を保有すること。

(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(船舶による業の基準)

(遵守事項)

第5条 一般廃棄物処理業に関する遵守事項は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例及び規則、並びに収集、運搬を業とする場合にはごみ処理施設等搬入事務取扱要綱及び交通関係法規に規定するもののほか、次のとおりとする。

- (1) 省略
- (2) 許可の有効期間中に本市が実施する一般廃棄物処理業者を対象とした講習会・研修会を、指示に従って受講すること。
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略

(業の許可申請に係る添付書類等)

第6条 規則第21条の規定による業の許可申請に係る添付書類等は、次のとおりとする。ただし、申請に際して官公庁が交付する書類等は交付日が申請日以前3か月以内のものに限る。

(遵守事項)

第5条 一般廃棄物処理業に関する遵守事項は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例及び規則、並びに収集、運搬を業とする場合にはごみ処理施設等搬入事務取扱要綱及び交通関係法規に規定するもののほか、次のとおりとする。

- (1) 省略
- (2) 許可の有効期間中に本市が実施する一般廃棄物処理業者を対象とした講習会・研修会等を、指示に従って受講すること。
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略

(業の許可申請に係る添付書類等)

第6条 規則第21条の規定による業の許可申請に係る添付書類等は、次のとおりとする。ただし、申請に際して官公庁が交付する書類等は交付日が申請日以前3か月以内のものに限る。

なお、直近の許可更新／変更許可／申請書に添付した書類及び図面（以下、「添付書類等」という。）と記載内容に変更が無い場合に限り、本条第1項第3号ウ、エ、第4号、第5号、第7号（登記事項証明書を除く）、第8号イ、ウ、エ、オ、ケ（写真を除く）及び第9号ア、ウ、エ、オ、カを省略することができる。ただし、変更がない場合であっても、資源循環局長が必要と認める添付書類等についてはこの

(1) 事業計画書（総括表（様式1の1）及び
個別表（様式1の2））

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

(2) 省略

ア 省略

イ 省略

ウ 省略

(3) 省略

ア 省略

限りではない。

(1) 事業計画書

ア 取扱廃棄物の種類に浄化槽汚泥等を含
まない場合

(ア) 事業計画書（総括表）（様式1の
1）

(イ) 事業計画書（個別表）（様式1の
2）

イ 取扱廃棄物の種類に浄化槽汚泥等を含
む場合

(ア) 事業計画書（総括表）（様式1の
1）

(イ) 事業計画書（個別表）（様式1の
2）

(ウ) 事業計画書（浄化槽汚泥等）（様式
1の3）

ウ 取扱廃棄物の種類が浄化槽汚泥等のみ
の場合

(ア) 事業計画書（浄化槽汚泥等）（様式
1の3）

(2) 省略

ア 省略

イ 省略

ウ 省略

(3) 省略

ア 省略

イ 省略

ウ 省略

エ 省略

(4) 省略

(5) 省略

ア 省略

イ 省略

ウ 省略

エ 省略

(6) 省略

(7) 定款又は寄付行為の写し及び商業登記簿
謄本（法人の場合。ただし、商業登記簿謄
本の目的欄に一般廃棄物処理業が明記され
ていること。）

(8) 省略

ア 省略

イ 省略

ウ 省略

エ 省略

オ 省略

カ 省略

キ 運搬車両等の自動車検査証等の写し

ク 運搬車両等の写真（斜め前方及び斜め
後方）

イ 省略

ウ 省略

エ 省略

(4) 省略

(5) 省略

ア 省略

イ 省略

ウ 省略

エ 省略

(6) 省略

(7) 定款又は寄付行為の写し及び登記事項証
明書（法人の場合。ただし、登記事項証明
書の目的欄に一般廃棄物処理業が明記され
ていること。）

(8) 省略

ア 省略

イ 省略

ウ 省略

エ 省略

オ 省略

カ 省略

キ 運搬車両等の自動車検査証記録事項等
の写し

ク 運搬車両等の写真（車両表示、車両番
号及び前後左右の4面が確認できるも

ケ 省略

(9) 省略

ア 省略

イ 省略

ウ 省略

エ 省略

オ 省略

カ 省略

(10) その他資源循環局長が必要と認める書類
及び図面

(許可申請事項の変更に係る提出書類等)

第8条 規則第23条第1項の規定による許可申請
事項の変更に係る提出書類等は、次のとおりと
する。

(1) 省略

(2) 省略

2 規則第23条第2項の規定による許可申請事項
の変更に係る提出書類等は、次のとおりとす
る。

の)

ケ 省略

(9) 処分を業とする場合の必要書類

ア 省略

イ 省略

ウ 省略

エ 省略

オ 省略

カ 省略

(10) その他資源循環局長が必要と認める書類
及び図面等

(許可申請事項の変更等)

第8条 規則第23条第1項の規定による許可申請
事項の変更のうち、浄化槽法第36条第1号に規
定するその事業の用に供する施設の数量及び処
理能力(最大積載量)を変更しようとするとき
は、あらかじめ、その旨を記載した次の書類を
市長に提出し、承認若しくは不承認を受けなけ
ればならない。

(1) 許可申請事項変更申出書(様式13)

(2) 申請書の添付書類等に記載した事項を変
更しようとするときは、その書類等

2 規則第23条第1項の規定による許可申請事項
(前項に掲げるものを除く。)を変更したとき
は、変更した日から10日(法人で登記事項証明
書の添付を必要とする場合は30日)以内に、そ
の旨を記載した次の書類を提出しなければなら
ない。

(1) 省略

(2) 省略

(許可証等の交付)

第9条 規則第25条第1項又は第3項の規定により許可等をしたときは、一般廃棄物収集運搬業／一般廃棄物処分業／許可証（様式15）を申請者に交付するものとする。

2 規則第25条第2項の規定により承認したときは、変更承認書（様式16）を申請者に交付するものとする。

(運搬車両の新規登録に係る提出書類)

第10条 運搬車両の新規登録に係る許可申請事項の変更について、前条第2項の規定により変更承認書が交付されたときは、速やかに次の書類を提出すること。

(1) 新規車両登録申出書（様式17）

(2) 当該車両の自動車検査証の写し

(3) 当該車両の写真（斜め前方及び斜め後方）

(事業の廃止等に係る提出書類)

第11条 規則第28条第1項の規定による事業の廃止に係る提出書類は、次のとおりとする。

(1) 省略

(2) 省略

(変更承認書等の交付)

第9条

第8条第1項の規定により提出された記載内容について、横浜市一般廃棄物収集運搬業（浄化槽汚泥等）許可事務運用基準（別紙2）に基づき、承認したときは変更承認書（様式15の1）を、不承認したときは変更不承認通知書（様式15の2）を申請者に交付するものとする。

(事業の廃止等に係る提出書類)

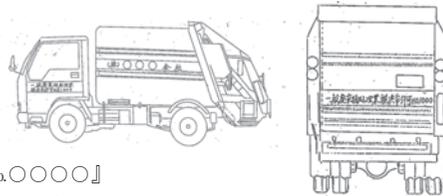
第11条 規則第28条第1項の規定による事業の廃止に係る提出書類は、次のとおりとする。なお、法人で登記事項証明書の添付を必要とする場合に限り、廃止した日から30日以内に次の資料を提出することとする。

| | |
|---|--|
| (1) 省略 | (1) 省略 |
| (2) 一般廃棄物収集運搬業／一般廃棄物処分業／許可証 <u>(様式15)</u> | (2) 一般廃棄物収集運搬業／一般廃棄物処分業／許可証 |
| (3) 省略 | (3) 省略 |
| 2 省略 | 2 省略 |
| (1) 省略 | (1) 省略 |
| (2) 一般廃棄物収集運搬業／一般廃棄物処分業／許可証 <u>(様式15)</u> | (2) 一般廃棄物収集運搬業／一般廃棄物処分業／許可証 |
| (3) 省略 | (3) 省略 |
| (新設) | <u>(浄化槽等清掃業に係る特例)</u> |
| (新設) | <u>第14条の2 横浜市浄化槽清掃業等許可事務取扱要綱に規定する吸上車両については、第2条第2項第1号、第4項第2号、第5項第3号、第4号、第5号、第6号の規定は適用しない。</u> |

各種様式等の新旧対照表については次頁参照

車両表示仕様書

- 1 運搬車両の色は、次の色を除いたものとする。
 - (1) 本市が保有する塵芥車の類似色（ラッピングカーを除く。）
 - (2) 周辺自治体*が指定する収集運搬車両の類似色
※周辺自治体とは、東京都23区及び本市に隣接する自治体を指す
 - (3) 蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡を使用するもの及びこれらに類するもの。
- 2 運搬車両については、その旨の表示を行うものとし、表示方法については、次のとおりとする。
 - (1) 車体外側の両側ドア部、両側面及び後部の中央部等の見やすい位置に白色の帯を表示すること。
 - (2) 帯の幅は大型車で20cm、中・小型車で15cmとし、車体に直接塗装すること。
 - (3) 帯に表示する内容は、次のとおりとする。
 - ア ドア部（2段書き）
『一般廃棄物処理業
横浜市許可No.〇〇〇〇』
 - イ 側部
業者名を表示（例：『株〇〇商事』）
 - ウ 後部
『一般廃棄物処理業 横浜市許可No.〇〇〇〇』
 - エ 文字の色は濃紺とし、字体は丸ゴシックとする。
 - オ 文字の大きさ及び配置は、次のとおりとする。



| | 大型車 | | 中・小型車 | |
|-------|----------------|-------------------------|--------------|-------------------------|
| | 大きさ | 配置 | 大きさ | 配置 |
| ドア部 | 縦7cm 横6cm | 上中下各2cm開け、 横はバランスよく。 | 縦6cm 横5cm | 上中下各1cm開け、 横はバランスよく。 |
| 側部・後部 | 縦14cm 横12cm | 上中下各3cm開け、 横はバランスよく。 | 縦9cm 横7cm | 上中下各3cm開け、 横はバランスよく。 |

- 3 第三者に関する車体利用広告及びこれに類する運搬車両の識別を阻害する表示は禁止とする。
- 4 本市処理施設へ搬入することがない車両及び機械車両を用いた車道清掃に限定して、本市処理施設に一般廃棄物を搬入する車両については、次のとおりとする。
 - (1) 運搬車両の色については、1(2)の規定は適用しない。
 - (2) 表示は車体外側の両側ドア部に行う。（※マグネットでの表示可）
 - (3) 文字の大きさ、配置及び表示の内容については、2に従うものとする。
 - (4) 横浜市内で収集又は運搬を行う場合は、市民からの誤解を招かないよう産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨の表示及び他都市一般廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨の表示は行わないものとする。

車両表示仕様書

- 1 運搬車両の色は、次の色を除いたものとする。
 - (1) 本市が保有する塵芥車の類似色（ラッピングカーを除く。）
 - (2) 周辺自治体*が指定する収集運搬車両の類似色
※周辺自治体とは、東京都23区及び本市に隣接する自治体を指す
 - (3) 蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡を使用するもの及びこれらに類するもの。
- 2 運搬車両については、その旨の表示を行うものとし、表示方法については、次のとおりとする。
 - (1) 車体外側の両側ドア部、両側面及び後部の中央部等の見やすい位置に白色の帯を表示すること。ただし、運搬車両の色が白色系統の場合に限り、文字と同じ色の境界線を表示すること。
 - (2) 帯の幅は大型車で20cm、中・小型車で15cmとし、車体に直接塗装すること。
 - (3) 帯に表示する内容は、次のとおりとする。
 - ア ドア部（2段書き）
『一般廃棄物処理業
横浜市許可No.〇〇〇〇』
 - イ 側部
業者名を表示（例：『株〇〇商事』）
 - ウ 後部
『一般廃棄物処理業 横浜市許可No.〇〇〇〇』
 - エ 文字の色は濃紺とし、字体は丸ゴシックとする。
 - オ 文字の大きさ及び配置は、次のとおりとする。



| | 大型車 | | 中・小型車 | |
|-------|----------------|-------------------------|--------------|-------------------------|
| | 大きさ | 配置 | 大きさ | 配置 |
| ドア部 | 縦7cm 横6cm | 上中下各2cm開け、 横はバランスよく。 | 縦6cm 横5cm | 上中下各1cm開け、 横はバランスよく。 |
| 側部・後部 | 縦14cm 横12cm | 上中下各3cm開け、 横はバランスよく。 | 縦9cm 横7cm | 上中下各3cm開け、 横はバランスよく。 |

- 3 第三者に関する車体利用広告及びこれに類する運搬車両の識別を阻害する表示は禁止とする。
- 4 本市処理施設へ搬入することがない車両及び機械車両を用いた車道清掃に限定して、本市処理施設に一般廃棄物を搬入する車両については、次のとおりとする。
 - (1) 運搬車両の色については、1(2)の規定は適用しない。
 - (2) 表示は車体外側の両側ドア部に行う。（※マグネットでの表示可）
 - (3) 文字の大きさ、配置及び表示の内容については、2に従うものとする。
 - (4) 横浜市内で収集又は運搬を行う場合は、市民からの誤解を招かないよう産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨の表示及び他都市一般廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨の表示は行わないものとする。

浄化槽清掃車両増（減）車等取扱基準

制 定 昭和47年10月 9日
最近改正 平成30年 4月 1日

この基準は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可業者から、事業活動に伴いその清掃車両に過不足を生じ、変更の申し出があった場合の取り扱いについて必要な事項を定めたものである。

1 審査の基準

清掃車両の変更申し出をした業者については次の基準により審査し可否を決定するものとする。

(1) 増車

基本的には増車・増量は認めないという市と業界との合意を原則とするが、次の各号を満たしたときには特例として認める場合がある。

ア 保有車両積載量合計が原則として増車後も15kℓ以下の業者であること。

イ 申請年度以前の3年間において、清掃件数の伸び率が10%以上で、かつ、搬入汚泥量の伸び率が5%以上であること。

ウ 次の算式で求めた車両の回転数が2以上であること。

$$\frac{\text{申請前の6月間の搬入汚泥量合計}}{\text{保有車両積載量合計} \times 2.4 \times 6} \geq 2$$

エ 増車する車両の積載量は次の式で求めた回転数が1.5以上となるものとする。

$$\frac{\text{申請前の6月間の搬入汚泥量合計}}{(\text{保有車両積載量合計} + \text{増車する積載量}) \times 2.4 \times 6} \geq 1.5$$

オ 遊休車両がないこと。遊休車両とは申請前6月間において延べ搬入回数が60回以下、またはまったく稼働していない期間が2月以上である車両をいう。

カ 申請年度及びその以前5年間において「不正行為に対する処分基準」によって

別紙2（第9条第1項）

横浜市一般廃棄物収集運搬業（浄化槽汚泥等）

許可事務運用基準

制 定 昭和47年10月9日
最近改正 令和 年 月 日

この基準は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた事業者のうち、「浄化槽法第35条第1項」又は「浄化槽法附則抄第5条第1項」に規定する許可業者が規則第23第1項に規定する施設（以下、「使用車両」という。）について、事業活動に伴い使用車両数若しくは処理能力（最大積載量）と作業実績量に差異を生じる等、規則第23条第1項の許可申請事項変更申出書が提出された場合の取り扱いについて必要な事項を定めるものである。

1 趣旨

市長は、許可申請事項変更申出書が提出されたときには、当該基準により審査し、承認の可否を決定するものとする。

2 基準について

(1) 基準日について

変更前の基準日は、浄化槽清掃業許可日とする。ただし、浄化槽法附則抄第5条第1項に規定する許可業者においては、令和7年4月1日とする。

(2) 基準値について

各使用車両の処理能力（最大積載量）を基準値とする。変更前の基準値は、浄化槽清掃業許可申請書に添付された各使用車両の処理能力（最大積載量）とする。ただし、浄化槽法附則抄第5条第1項に規定する許可業者においては、令和7年4月1日に既に提出されている、一般廃棄物収集運搬業許可申請書に添付した各使用車両の処理能力（最大積載量）とする。

(3) 基準の変更について

基準値を減少する場合に限り、許可申請事項変更申出書の変更日を基準日に、許可申請事項変更申出書の変更後の基準値に変更する。

3 審査基準

使用車両数若しくは処理能力（最大積載量）の増大の可否の審査基準は、次のとおりとし、各号の内容を満たすとき承認する。ただし、新たに導入しようとする使用車両の仕様変更されており、現在使用している使用車両の仕様と一致しない場合に限り、第1号及び第2号を満たすとき承認する。

(1) 規則第21条第1項の申請書に記載した基準値に係る変更であって、当該変

処分を受けていないこと。ただし、勧告書交付処分の場合は2年短縮することができる。

(2) 増量

積載量の多い車両へ変更する場合は前項の規定を適用する。

(3) 減量

積載量の少ない車両へ変更する場合は原則として同一台数とする。

(4) 減車

遊休車両は減車すること。

なお、この場合において、許可基準（積載量合計10kl以上）を下回ってもやむを得ないものとする。

2 審査の時期

原則として年2回とし、その審査時期はおおむね1月・7月の両月とする。ただし、減車、減量については時期を定めない（3について同じ。）。

3 申出書の提出

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第23条の規定による許可申請事項変更申出書により、1月または7月の各10日までに提出するものとする。

4 車両変更による施設・器材等の基準

横浜市浄化槽清掃業等許可事務取扱要綱第2条第2号及び第3号、第3条第1号及び第2号の基準を満たすこと。

更によって基準値が10%を超えて増大するものに至ってはならない。

(2) 使用車両の自動車検査証記録事項に記載のある最大積載量の合計が、増車・増大後に15,000kg以下であること。

(3) 次の算式で求めた車両の回転数が2以上であること。

$$\frac{\text{申請前の6月間の搬入汚泥量合計}}{\text{保有車両積載量合計} \times 24 \times 6} \geq 2$$

(4) 増車する車両の積載量は次の式で求めた回転数が1.5以上となるものとする。

$$\frac{\text{申請前の6月間の搬入汚泥量合計}}{(\text{保有車両積載量合計} + \text{増車する積載量}) \times 24 \times 6} \geq 1.5$$

(5) 遊休車両がないこと。遊休車両とは申請前6月間において延べ搬入回数が60回以下、若しくはまったく稼働していない期間が2月以上である車両をいう。

4 使用車両変更による施設・器材等の基準

横浜市浄化槽清掃業等許可事務取扱要綱の基準を満たすこと。

(新設)

様式1の3 (第6条)

事業計画書 (浄化槽汚泥等)

汚泥の処理 (搬入先等):

| 清掃場所 | 清掃予定浄化槽等基数 (基) | 清掃予定汚泥量 (kL) |
|-------|----------------|--------------|
| 鶴見区 | | |
| 神奈川区 | | |
| 西区 | | |
| 中区 | | |
| 南区 | | |
| 港南区 | | |
| 保土ヶ谷区 | | |
| 旭区 | | |
| 磯子区 | | |
| 金沢区 | | |
| 港北区 | | |
| 緑区 | | |
| 青葉区 | | |
| 都筑区 | | |
| 戸塚区 | | |
| 栄区 | | |
| 泉区 | | |
| 瀬谷区 | | |
| 計 | | |
| <内訳> | 浄化槽汚泥: | |
| | ビルピット汚泥: | |
| | ディスポーザ汚泥: | |

様式7の2 (第6条)

事務所の概要及び案内図

【 か所目 / か所中】 許可No. () 業者名 ()

| | | | |
|-----|------------------|------|----------------|
| 所在地 | 〒(-) | 電話 | () |
| | | 常駐人数 | 人 |
| | | 責任者名 | |
| 機能 | | 面積 | m ² |
| | | 所有権 | 有 ・ 無 |

案内図

年 月 日現在

様式7の2 (第6条)

事務所の概要及び案内図

【 か所目 / か所中】 許可No. () 業者名 ()

| | | | |
|-----|------------------|------|---|
| 所在地 | 〒(-) | 電話 | () |
| | | 責任者名 | |
| 機能 | | 面積 | m ² |
| | | 所有権 | <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 |

案内図

月 日現在

資源化計画書

年 月 日 許可No. () 業者名 ()

| 品目 | 収集量 (t/年) | 搬入先 | 分別収集 の方法 | 整備する 帳簿・書類等 | 備考 |
|-----|--------------|---------------|-------------|----------------|----|
| 古紙 | 段ボール | 住所 施設(業者)名 | | ・ ・ | |
| | 新聞紙 | 住所 施設(業者)名 | | ・ ・ | |
| | 雑誌 | 住所 施設(業者)名 | | ・ ・ | |
| | OA紙 | 住所 施設(業者)名 | | ・ ・ | |
| | | 住所 施設(業者)名 | | ・ ・ | |
| 生ごみ | | 住所 施設(業者)名 | | ・ ・ | |
| 木くず | | 住所 施設(業者)名 | | ・ ・ | |
| | | 住所 施設(業者)名 | | ・ ・ | |
| | | 住所 施設(業者)名 | | ・ ・ | |
| | | 住所 施設(業者)名 | | ・ ・ | |
| | | 住所 施設(業者)名 | | ・ ・ | |

資源化計画書

月 日現在許可No. () 業者名 ()

| 品目 | 収集量 (ト/年) | 搬入先 | 分別収集 の方法 | 整備する 帳簿・書類等 | 備考 |
|-----|--------------|---------------|-------------|----------------|----|
| 古紙 | 段ボール | 住所 施設(業者)名 | | ・ ・ | |
| | 新聞紙 | 住所 施設(業者)名 | | ・ ・ | |
| | 雑誌 | 住所 施設(業者)名 | | ・ ・ | |
| | OA紙 | 住所 施設(業者)名 | | ・ ・ | |
| | | 住所 施設(業者)名 | | ・ ・ | |
| 生ごみ | | 住所 施設(業者)名 | | ・ ・ | |
| 木くず | | 住所 施設(業者)名 | | ・ ・ | |
| | | 住所 施設(業者)名 | | ・ ・ | |
| | | 住所 施設(業者)名 | | ・ ・ | |
| | | 住所 施設(業者)名 | | ・ ・ | |

様式 10 の 2 (第 6 条)

車庫等の概要、案内図及び配置図

【 か所目 / か所中】 許可No. () 業者名 ()

| | | |
|-----|-----|----------------|
| 所在地 | 電話 | () |
| | 面積 | m ² |
| | 所有権 | 有 ・ 無 |

案内図及び配置図

年 月 日現在

様式 10 の 2 (第 6 条)

車庫等の概要、案内図及び配置図

【 か所目 / か所中】 許可No. () 業者名 ()

| | | |
|-----|-----|---|
| 所在地 | 面積 | m ² |
| | 所有権 | <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 |

案内図及び配置図

月 日現在

様式 12 (第 6 条)

処理施設の案内図及び配置図

【 か所目 / か所中】 許可No. () 業者名 ()

| | | |
|-----|-----|----------------|
| 所在地 | 電話 | () |
| | 面積 | m ² |
| | 所有権 | 有 ・ 無 |

案内図及び配置図

年 月 日現在

様式 12 (第 6 条)

処理施設の案内図及び配置図

【 か所目 / か所中】 許可No. () 業者名 ()

| | | |
|-----|-----|---|
| 所在地 | 電 話 | () |
| | 面 積 | m ² |
| | 所有権 | <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 |

案内図及び配置図

月 日現在

許可申請事項変更申出書

年 月 日
許可番号 ()

横浜市 長

住 所

氏 名
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)
電 話 ()

年 月 日横浜市 指令第 号で許可を受けました に
ついて、次のとおり変更したいので、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に
関する規則第23条第1項及び一般廃棄物処理業許可基準等要綱第8条第1項の規定により
申し出ます。

| 変 更 内 容 | 事 項 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|------------------------|-------|-------|-------|
| 年 変 更 予 定 日 定 | 年 月 日 | | |
| 変 更 理 由 | | | |

次の書類を添付してください。
申請書の添付書類に記載した事項を変更しようとするときは、その書類

許可申請事項変更申出書

年 月 日
許可番号 ()

横浜市 長

住 所

氏 名
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)
電 話 ()

年 月 日横浜市 指令第 号で許可を受けました
について、次のとおり変更したいので、一般廃棄物処理業許可基準
等要綱第8条第1項の規定により申し出ます。

| 変 更 内 容 | 事 項 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|-----------------------|--------------|-------|-------|
| 変 更 予 定 年 月 日 | 基準日 年 月 日 | 基準値 | 基準値 |
| 変 更 の 理 由 | 年 月 日 | | |

次の書類を添付してください。
申請書の添付書類に記載した事項を変更しようとするときは、その書類

許可申請事項変更届出書

年 月 日
許可番号（ ）

横浜市 長

住 所

氏 名
（法人の場合は、名称・代表者の氏名）
電 話 （ ）

年 月 日横浜市 指令第 号で許可を受けました に
ついて、次のとおり変更しましたので、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等
に関する規則第23条第2項及び一般廃棄物処理業許可基準等要綱第8条第2項の規定により
届け出ます。

| 変 更 内 容 | 事 項 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|-----------------------|--------|-------------|-------------|
| 変 更 年 月 日 | 年 月 日 | | |
| 変 更 理 由 | | | |

次の書類を添付してください。

申請書の添付書類に記載した事項を変更したときは、その書類

許可申請事項変更届出書

年 月 日
許可番号（ ）

横浜市 長

住 所

氏 名
（法人の場合は、名称・代表者の氏名）
電 話 （ ）

年 月 日横浜市 指令第 号で許可を
受けました について、次のとおり変更しましたので、横浜
市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第23条第~~2~~1項及
び一般廃棄物処理業許可基準等要綱第8条第2項の規定により届け出ます。

| 変 更 内 容 | 事 項 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|-----------------------|--------|-------------|-------------|
| 変 更 年 月 日 | 年 月 日 | | |
| 変 更 理 由 | | | |

次の書類を添付してください。

申請書の添付書類に記載した事項を変更したときは、その書類

様式15（第9条第1項）

横浜市 指令第 号
年 月 日

一般廃棄物収集運搬業 許可証
一般廃棄物処分業

住 所
氏 名 様
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市長 印

年 月 日に申請のありました を廃棄物の
処理及び清掃に関する法律第 条第 項の規定により、次のとおり許可
します。

1 許 可 番 号 第 号

2 事 業 の 範 囲

(1) 業の種類

(2) 取扱廃棄物の種類

3 許 可 期 限 年 月 日

4 許 可 の 条 件

5 処理施設等の所在地

6 処理施設の種類及び処理能力

7 許 可 年 月 日

新規許可年月日 年 月 日

許可更新年月日 年 月 日

変更許可年月日 年 月 日

再交付年月日 年 月 日

様式15（第9条第1項） ~~削除~~

様式 16 (第 9 条第 2 項)

横浜市 指令第 号
年 月 日

変 更 承 認 書

住所
氏名 様
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市長 印

年 月 日に申出のありました許可申請事項の変更申請については、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第 23 条第 1 項及び一般廃棄物処理業許可基準等要綱第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり承認します。

| 変 更 内 容 | 事 項 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|-----------------------|-------|-------|-------|
| 変 更 年 月 日 | 年 月 日 | | |
| 備 考 | | | |

様式 15 の 1 (第 9 条第 1 項)

横浜市 指令第 号
年 月 日

変 更 承 認 書

住 所
氏 名 様
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市長

年 月 日に申出のありました許可申請事項の変更申請については、一般廃棄物処理業許可基準等要綱第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり承認します。

| 変 更 内 容 | 事 項 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|------------------|-----------------------|----------|----------|
| | 最大積載量の合計 | _____ kg | _____ kg |
| 変 更 年 月 日 | 年 月 日 | | |
| 基 準 値 | _____ kg (基準日： 年 月 日) | | |
| 備 考 | | | |

(新設)

様式 15 の 2 (第 9 条 第 1 項)

横浜市 指令第 号
年 月 日

変更不承認通知書

住 所

氏 名 様
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市長

年 月 日に申出のありました許可申請事項の変更申請については、次の理由により不承認としましたので、一般廃棄物処理業許可基準等要綱第 9 条 第 1 項の規定により通知します。

不
承
認
と
し
た
理
由

様式18（第11条第1項）

事業廃止届出書

年 月 日
許可番号（ ）

横浜市 長

住 所
氏 名
（法人の場合は、名称・代表者の氏名）
電 話 （ ）

年 月 日横浜市 指令第 号で許可を受けました 業
を廃止しましたので、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則
第28条第1項及び一般廃棄物処理業許可基準等要綱第11条第1項の規定により、次の
とおり届け出ます。

| 許 可 番 号 | 第 号 |
|--------------|-------|
| 廃止した取扱廃棄物の種別 | |
| 収集、運搬及び処分の別 | |
| 営 業 の 区 域 | |
| 廃 止 年 月 日 | 年 月 日 |
| 廃 止 し た 理 由 | |
| そ の 他 | |

次の書類を添付してください。（2及び3は収集運搬業の場合）

- 1 許可証
- 2 運搬車両の車両確認証
- 3 運搬車両の抹消登録証明書の写し又は許可表示を消去した車両の写真等

様式18（第11条第1項）

事業廃止届出書

年 月 日

横浜市 長

住 所
氏 名
（法人の場合は、名称・代表者の氏名）
電 話 （ ）

年 月 日横浜市 指令第 号で許可を
受けました 業を廃止しましたので、横浜市廃棄物等の減量
化、資源化及び適正処理等に関する規則第28条第1項及び一般廃棄物処理業
許可基準等要綱第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

| 許 可 番 号 | 第 号 |
|--------------|-------|
| 廃止した取扱廃棄物の種別 | |
| 収集、運搬及び処分の別 | |
| 営 業 の 区 域 | |
| 廃 止 年 月 日 | 年 月 日 |
| 廃 止 し た 理 由 | |
| そ の 他 | |

次の書類を添付してください。（2及び3は収集運搬業の場合）

- 1 許可証
- 2 運搬車両の車両確認証
- 3 運搬車両の抹消登録証明書の写し又は許可表示を消去した車両の写真等

様式19（第11条第2項）

事業休止届出書

年 月 日
許可番号（ ）

横浜市 長

住 所
氏 名
（法人の場合は、名称・代表者の氏名）
電 話 （ ）

年 月 日横浜市 指令第 号で許可を受けました 業
を休止しましたので、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則
第28条第2項及び一般廃棄物処理業許可基準等要綱第11条第2項の規定により、次の
とおり届け出ます。

| 許 可 番 号 | 第 号 |
|--------------|-------|
| 休止した取扱廃棄物の種別 | |
| 収集、運搬及び処分の別 | |
| 営 業 の 区 域 | |
| 休 止 年 月 日 | 年 月 日 |
| 休 止 した 理 由 | |
| そ の 他 | |

次の書類を添付してください。

- 1 許可証
- 2 許可表示を消去した運搬車両の写真等（収集運搬業の場合）

様式19（第11条第2項）

事業休止届出書

年 月 日

横浜市 長

住 所
氏 名
（法人の場合は、名称・代表者の氏名）
電 話 （ ）

年 月 日横浜市 指令第 号で許可を
受けました 業を休止しましたので、横浜市廃棄物等の減量
化、資源化及び適正処理等に関する規則第28条第2項及び一般廃棄物処理業
許可基準等要綱第11条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

| 許 可 番 号 | 第 号 |
|--------------|-------|
| 休止した取扱廃棄物の種別 | |
| 収集、運搬及び処分の別 | |
| 営 業 の 区 域 | |
| 休 止 年 月 日 | 年 月 日 |
| 休 止 した 理 由 | |
| そ の 他 | |

次の書類を添付してください。

- 1 許可証
- 2 許可表示を消去した運搬車両の写真等（収集運搬業の場合）

欠格要件に係る届出書

年 月 日
許可番号

横浜市長 ()
住所
氏名
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)
電話 ()

年 月 日横浜市 指令第 号で許可を受けました 業
について、次のとおり欠格要件に該当することとなったため、廃棄物の処理及び清掃
に関する法律第7条の2（第4項）の規定により、次のとおり届け出ます。

| | |
|--------------------|-------|
| 許可年月日 | 年 月 日 |
| 許可番号 | 第 号 |
| 該当するに至った欠格要件 | |
| 欠格要件に該当するに至った具体的事由 | |
| 欠格要件に該当するに至った年月日 | 年 月 日 |

欠格要件に係る届出書

年 月 日

横浜市長

住所

氏名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

電話 ()

年 月 日横浜市 指令第 号で許可を受けました 業について次のとおり欠格要件に該当することとなったため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2（第4項）の規定により、次のとおり届け出ます。

| | |
|--------------------|-------|
| 許可年月日 | 年 月 日 |
| 許可番号 | 第 号 |
| 該当するに至った欠格要件 | |
| 欠格要件に該当するに至った具体的事由 | |
| 欠格要件に該当するに至った年月日 | 年 月 日 |